

【別紙1】総合評価方式の本格導入に伴う主な見直しについて

1 価格について

現在の試行においては、工事担当課長が適当と認める工事（設計金額3,000万円以上（建築一式工事は5,000万円以上））について総合評価方式を実施していたが、本格導入にあたっては、設計金額が一定額以上の金額を要件とし、以下の表のとおり段階的に金額要件を下げ、令和4年度以降から7,500万円以上で実施することとする。

年度	対象設計金額
令和2年度	1億5,000万円以上
令和3年度	1億円以上
令和4年度以降	7,500万円以上

※災害復旧事業、復興事業に関する工事は適用しない。

※工事担当課長が、価格と価格以外の技術力、施工能力等を総合的に評価することが適当と認める工事（設計金額3,000万円以上（建築一式工事は5,000万円以上））については、上記の条件に関係なく（復興JVを除く）、適用できる。

2 価格以外の評価項目及び評価基準と評価点について

(1) 技術力（企業評価）

項目	改正後	現行
過去の類似工事の施工実績	過去 <u>10</u> か年度まで	過去 <u>5</u> か年度まで
過去2か年度における工事成績（平均点）	過去 <u>5</u> か年度まで ※評価基準を細分化	過去 <u>2</u> か年度まで
公共機関からの優良工事表彰実績（過去5か年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>2回以上で2点、1回で1点</u> ・<u>東北地方整備局、東北農政局、宮城県、宮城県道路公社、石巻市、石巻地方広域水道企業団</u>を対象機関とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>類似工事で2点、他工事で1点</u> ・<u>国、宮城県、宮城県内の市町村</u>を対象機関とする

(2) 技術力（配置する技術者の能力）

項目	改正後	現行
配置予定技術者の類似工事の施工実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去<u>10</u>か年度まで ・<u>監理技術者、主任技術者又は現場代理人として、実績の対象とする工事の全体従事期間の50%を超える期間従事した技術者を対象とする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去<u>5</u>か年度まで

(評価項目として追加)

- ・配置予定技術者の工事成績評定（過去5年間の最高評点）

※当該工事の入札日（開催日）の属する年度の直前5か年度及び当該工事入札公告日までに工事成績審査通知書を受けた工事成績評定の最高評定点とする。

※監理技術者、主任技術者又は現場代理人として、実績の対象とする工事の全体従事期間の90%を超える期間従事した技術者を対象とする。

(評価対象として追加)

- ・継続教育（CPD）の取組状況

「各団体推奨単位の1/2未満取得あり」であっても、継続教育を受けていることから評価対象とする。

(3) 社会性（労働福祉）

(評価項目として追加)

- ・協力雇用主としての登録実績

※協力雇用主とは、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主

(4) 地域性（地域貢献）

項目	改正後	現行
本支店、営業所等の所在地	・「石巻市内に本社、本店が10年以上所在あり」： <u>3</u> 点 ・「石巻市内に本社、本店が10年未満所在あり」： <u>2</u> 点	・「石巻市内に本社、本店が10年以上所在あり」： <u>4</u> 点 ・「石巻市内に本社、本店が10年未満所在あり」： <u>3</u> 点

(評価対象の削除)

- ・災害協定又はその他の地域貢献

「その他の地域貢献」を削除し、「災害協定」のみを評価対象とする。

(評価対象として追加)

- ・災害時における地域貢献の活動実績（過去5年間）

上記「その他の地域貢献」の項目を、新たに「災害時の活動実績」として設定する。

- ・消防団協力事業所の状況

上記「その他の地域貢献」の項目を、新たに「消防団協力事業所の状況」として設定する。

(その他)

「東日本大震災での対応実績」の評価項目について、将来廃止予定を検討している旨を記載する。

(5) 減点（不誠実な行為）

指名停止1回につき1点減点とし、6か月以上の指名停止については1回につき2点減点とする。

(6) その他

- ・評価項目によって特定JVとしての実績及び参加の取扱い、工場製作等を含む工事の取扱いについて見直しを行う。
- ・価格以外の評価項目について4項目を新設、価格以外の評価点の配点が20点から25点へ改正。それに伴い、価格以外の評価点に価格評価点80点を足した総合評価点を100点から105点に改正する。
- ・現行及び改正後の価格以外の評価項目及び評価基準と評価点については別紙2のとおり。

3 今後の対応

基本方針等に基づき、国等の制度を参考にしながら、改正後の実施状況を踏まえ、見直しを検討する。

当分の間は、「特別簡易型」の実施件数を増やすことを目標とし、施工計画についても評価する「簡易型」の実施については、県内の市町村の実施状況を参考にしながら、導入の検討を行うこととする。

(1) 価格について

令和5年度以降についても、対象設計金額での実施状況を見ながら、対象の設計金額を下げることの見直しを検討することとする。

(2) 価格以外の評価項目及び評価基準と評価点について

配置する技術者の能力の評価項目については、今回、配点を上げたが、国や県の配点状況を比較するとまだ低い状況にあることから、改正後の実施状況を踏まえ、重点的に検討する。